

## 中 間 判 断

公益財団法人スポーツ仲裁機構  
JSAA-AP-2015-001

申立人：X

被申立人：公益財団法人全日本空手道連盟

被申立人：岸和田市空手道連盟

被申立人岸和田市空手道連盟代理人：弁護士 松本 藤一  
同 堀貴 晴  
同 梅田 綾子

本件スポーツ仲裁パネルは、次のとおり中間判断する。

## 主 文

申立人と被申立人岸和田市空手道連盟との間には、スポーツ仲裁規則第2条2項に定める仲裁合意がある。

## 理 由

### 第1 手続の経過

- 1 申立人は、公益財団法人スポーツ仲裁機構（以下、「機構」という。）に対し、2015年4月3日、同日付け「仲裁申立書」、「証拠説明書」及び「甲第1号証」から「甲第19号証」までを提出し、本件仲裁を申し立てた。
- 2 機構は、同月7日、本件申立てに関し、公益財団法人全日本空手道連盟倫理規程第10条により仲裁合意があるものと判断し、スポーツ仲裁規則（以下、「規則」という。）第15条1項に定める確認をしたうえで、同項に基づき、申立人の本件仲裁申立てを受理した。  
また、機構は、規則21条1項に基づき、本件を通常の仲裁事案として3名の仲裁人によりスポーツ仲裁パネルを構成することを決定した。
- 3 2015年5月8日、規則第22条2項に基づき、桂充弘を仲裁人長とし、宮島繁成及び下村眞美を仲裁人とする本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
- 4 申立人は、機構に対し、同年5月1日、同日付け「主張書面（1）」、「証拠説明

書2」及び「甲第20号証」から「甲第23号証」までを、同年6月11日、同日付け「主張書面(2)」, 「証拠説明書3」及び「甲24号証」から「甲29号証」まで(枝番を含む)を提出した。

- 5 被申立人岸和田市空手道連盟(以下、「被申立人岸空連」という。)は、機構に対し、同年4月28日、同日付け「上申書」を、同年6月8日、同日付け「上申書」を、同月11日、同日付け「答弁書」, 「証拠説明書」及び「丙第1号証」から「丙第3号証」まで(枝番を含む)を提出した。

## 第2 判断の理由

- 1 被申立人岸空連は、本件仲裁申立てに関し、申立人と被申立人岸空連との間には、申立てにかかる紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がないこと、また、被申立人岸空連の規約中にも被申立人岸空連又はその機関が競技者等に対して行った決定に対する不服について、スポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨の規定がないことを理由として、本件仲裁手続は打ち切られるべきである、と主張する。
- 2 本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人岸空連の主張には理由がなく、申立人と被申立人岸空連との間には、規則第2条2項に定める仲裁合意があるものと認め、主文のとおり判断する。

その理由は、以下のとおりである。

- (1) 規則第26条によれば、スポーツ仲裁パネルは、付託された事案について仲裁判断をする権限を有するか否かを決定することができる。
- (2) 本件スポーツ仲裁パネルが仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない(規則第2条2項)。

また、競技団体の規則中に競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定に対する不服についてはスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、その定めるところに従って申立てがされたときは、仲裁申立ての日に同項の合意がされたものとみなされる(規則第2条3項)。

さらに、規則にいう「競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会、同日本体育協会、同日本障害者スポーツ協会、各都道府県体育協会及びこれら団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体を指す(規則第3条1項)。

- (3) 被申立人公益財団法人全日本空手道連盟(以下、「被申立人全空連」という。)は、公益財団法人日本オリンピック委員会及び同日本体育協会の加盟団体である(甲第20号証の1)。申立外大阪府空手道連盟(以下、「大空連」という。)は、全空連の加盟団体であり(丙第1号証「被申立人全空連規約」第4条1項, 第16条1項, 甲第20号証の2), 被申立人岸空連は、大空連の加盟団体である(甲第2号証「大空連規約」第3条1項, 別表2)。申立人が代表を務めていた「直心会武勝館」は、被申立人岸空連の加盟団体である(甲第1号証「被申立人岸空連規約」第5条, 甲第23号証の1, 2)。
- (4) ところで、被申立人全空連倫理規程第10条は、「本連盟の決定した処分内容に

対し、公益財団日本スポーツ機構に上訴を申し立てることができる。」と規定している（甲第3号証）。また、同規程第2条は、同規程の適用範囲を被申立人全空連関係者と定めており、これによれば、被申立人全空連規約（丙第1号証）第4条及び第16条に基づく加盟団体及びその所属会員又は全空連会員規程第2条に基づく会員が被申立人全空連関係者に含まれることになる。さらに、被申立人全空連倫理規程第3条は、被申立人全空連関係者の基本的責務として、関係法令、被申立人全空連定款、規約、関係規程を遵守することを規定している。他方で、被申立人岸空連規約には、被申立人全空連倫理規程の適用を排除するような規定はない。

(5) そうすると、被申立人岸空連は、大空連の加盟団体であることにより、被申立人全空連の加盟団体であるといえ、規則第3条1項5号の「前4号に定める団体の加盟団体若しくは準加盟団体又は傘下の団体」に該当し、被申立人全空連倫理規程第10条は、被申立人岸空連についても適用されるべきものである。

(6) したがって、被申立人岸空連については、規則第3条3項により、申立人が本件仲裁申立てをした2015年4月3日に、同条2項の仲裁合意がされたものとみなされることになるから、本件スポーツ仲裁パネルは、本件申立てについて仲裁判断をする権限を有する。

以上

2015年6月24日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 桂 充弘

仲裁人 宮島 繁成

仲裁人 下村 眞美

仲裁地 東京

以上は、中間判断の謄本である。  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長） 道垣内 正人